令和元年第６回定例教育委員会会議議事録

会議室６０２
令和元年９月18日（水）
15時30分～16時55分

出　席　委　員

教　育　長	梶　山　幸　範
教育長職務代理者	倉　橋　英　治
委　　員	計　田　春　樹
委　　員	今　村　保　恵
委　　員	長谷川　武　司

事　　務　　局

部長	里　　村　　学
次長兼教育振興課長	木　村　敏　男
学校教育課長	三　村　章　文
学校給食課長	沖　　克　　哉
生涯学習課長	岡　本　克　則
スポーツ振興課スポーツ振興係長	上　田　里　恵
文化課長	花　本　秀　之
書記　教育振興課総務企画係長	三　信　裕　司
書記　教育振興課主査	大　村　寿　行

議　　題	
三教委議第19号	三原市民ギャラリー設置及び管理条例施行規則の一部改正について
三教委議第20号	三原市芸術文化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について
三教委議第21号	三原市指定文化財の指定について
三教委報第９号	令和元年第４回市議会定例会に提出する教育委員会関係議案に対する意見聴取について
三教委報第10号	平成31年度外国語指導助手の委嘱の承認について
三教委報第11号	三原市教育委員会職員（臨時職員）の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第12号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

梶山教育長　令和元年第６回定例教育委員会会議を始める。
　本日の議事録署名委員は，倉橋委員と長谷川委員にお願いする。
　それでは，令和元年第５回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。
書記（令和元年第５回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）
梶山教育長　議事録を承認してよろしいか。
（一同承認）
梶山教育長　議事録の承認については，以上である。

梶山教育長　それでは，議事に入る。本日の議案・報告議案のうち「三教委議第19号」から「三教委議第21号」及び「三教委報第９号」を公開とし，それ以外の議案は人事案件であり，公開になじまないため，非公開として審議したいと思う。また，審議の順については，次第に沿って審議したいと思うが，よろしいか。
（一同承認）
梶山教育長　それでは,そのように取り扱う。
梶山教育長　「三教委議第19号」について事務局から説明願いたい。
花本文化課長　三教委議第19号「三原市民ギャラリー設置及び管理条例施行規則の一部改正について」説明する。令和元年10月1日から施行される消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴い文言を整理するものである。内容については，ギャラリー２や多目的ホールの利用に係る基本料金を1,000円から1,010円に改めるものである。利用申請書の様式に金額が記載してあるため，今回規則を改正するものである。条例については全体を統括して議会に提出している。
梶山教育長　説明を受けた。何か質問や意見はあるか。
計田委員　　10円というのは２％分に相当するということか。
花本文化課長　消費税が８％から10％の変更になるための計算で料金を変更するものである。
梶山教育長　その他何か質問や意見はあるか。
（なし）
梶山教育長　以上で本件の審議を終わり，採決に移る。「三教委議第19号」について，原案どおり可決することに異議はないか。
（異議なし）
梶山教育長　全員賛成と認める。「三教委議第19号」は原案どおり可決された。
梶山教育長　続いて，「三教委議第20号」について事務局から説明願いたい。
花本文化課長　三教委議第20号「三原市芸術文化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について」説明する。先ほどと同様に消費税率の引上げに伴う改正である。内容については，施行規則の中に備品についての利用申請書の様式が定めてあり，それら備品の利用料の変更に伴い，議案を提出するものである。540円以下は１円単位で切り捨てのため変更はなく，540円以上について改正となっている。
梶山教育長　説明を受けた。何か質問や意見はあるか。
長谷川委員　使用区分に午前・午後・夜間とあるが，何時から何時までのことか。

花本文化課長　午前が９時から12時まで，午後が13時から17時まで，夜間が18時から22時である。
倉橋委員　市民への周知等の配慮はしているか。
花本文化課長　市民への周知は各施設管理者，各担当課がホームページ等にて周知を行うところである。
倉橋委員　10月１日以前に予約している場合には支払いはどうなるのか。
木村次長兼教育振興課長　本件は消費税の引上げに伴う公共施設の利用料についてであるが，ここに挙げているのはポポロの備品の使用料についてである。ポポロ本体の施設利用料やその他の例えばリージョンプラザや三原運動公園などの公共施設は，６月市議会で提案可決いただいている。そのため，全ての公共施設を同様に運用しているとこである。支払いについては２種類ある。１つは現金払いであり９月末までにお支払いいただいた方は８％で，もう１つはシステムでの予約をした方で９月末までに10月１日以降の利用予約をされた方は８％でお支払いいただくというように，統一的に整理している。
梶山教育長　その他何か質問や意見はあるか。
（なし）
梶山教育長　以上で本件の審議を終わり，採決に移る。「三教委議第20号」について，原案どおり可決することに異議はないか。
（異議なし）
梶山教育長　全員賛成と認める。「三教委議第20号」は原案どおり可決された。
梶山教育長　続いて，「三教委議第21号」について事務局から説明願いたい。
花本文化課長　三教委議第21号「三原市指定文化財の指定について」説明する。こちらは，令和元年５月17日令和元年第１回定例教育委員会会議で三原市文化財保護審議会へ諮問した３件の三原市重要文化財についてである。三原市文化財保護審議会から指定を適当とする旨の答申を受けた３件について，三原市指定文化財に指定するため，この案を提出する。
梶山教育長　説明を受けた，何か質問や意見はあるか。
長谷川委員　　三原市指定文化財の指定を受けた場合，何がどう変わるのか。
花本文化課長　懸仏については，所有者が個人だったが指定を受けることにより市に寄贈するという話になっている。木造女神坐像と木造男神像は，三原市沼田の二位神社が所有しているが，指定されたことにより市から看板を設置するなどはなく，指定をしたという形のみである。
梶山教育長　その他何か質問や意見はあるか。
（なし）
梶山教育長　以上で本件の審議を終わり，採決に移る。「三教委議第21号」について，原案どおり可決することに異議はないか。
（異議なし）
梶山教育長　全員賛成と認める。「三教委議第21号」は原案どおり可決された。
梶山教育長　続いて，「三教委報第９号」について事務局から説明願いたい。
木村次長兼教育振興課長　三教委報第９号「令和元年第４回市議会定例会に提出する教

育委員会関係議案に対する意見聴取について」説明する。９月の定例市議会に提出した議案は４件である。１点目が平成31年度三原市一般会計補正予算のうち，教育委員会関係部分。２点目が三原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのうち，教育委員会部分。３点目が三原市本郷生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について。４点目が財産の取得についてである。28ページは意見聴取について８月23日付けで三原市長宛に回答をしており，29ページは８月22日付けで市長からの協議書を受け取っている。30ページから32ページまでは歳入となる。教育振興課，学校給食課に関わる記載は，10月から始まる幼児教育無償化に伴い，幼稚園授業料の無償化や学校給食費の一部負担などにより，国からの補助金や財源の組み替えを行うものである。同ページの学校教育課に関わる記載は，就学援助の対象者の増加に伴うものであるが，昨年度７月の豪雨災害にあわれた方は就学援助の対象として整理することが可能ということで，国からの補助金もあり，今回の補正予算に組み込むものである。33ページからは歳出となる。学校給食課の施設維持管理費は，西部共同調理場が無事稼働したことに伴い，給食調理員が必要となったが非常勤一般職員として任用する給食調理嘱託員について必要な人数を確保することができなかったため，派遣事業者から派遣していただくための委託料が発生した。そのため，給食調理嘱託員報酬を減額し，学校給食調理員派遣委託料が増額となった。同ページの学校教育課については，先ほど述べた就学援助に係る歳出の増額に係るものである。34ページの教育振興課の就園援助事業費は10月から始まる無償化事業に伴い，幼稚園の就園奨励費補助が減額となり，下段の無償化事業費補助が増額となるものである。無償化事業が始まることにより，この就園奨励事業というのがなくなるものである。基本的に，無償化になるのに就園を奨励する費用をさらにお支払いするのはできず，２つの制度が切り替わるということである。国立幼稚園無償化事業費補助は国立幼稚園についても，三原市民については，三原市を一旦経由してからとなっているため，歳出が増額となっている。次に文化課所管の文化協会等支援事業費については，事業概要欄にあるとおり，報償費（仮称）三原市文化財団を設立するための準備が進んでいるため，計上している。最下段のリージョンプラザ管理費については，リージョンプラザの外壁を点検していたところ，早期に修繕したほうが安全を確保できるだろうということで緊急修繕を行うため補修費を計上した。続いて，35ページに掲げている財産の取得についてである。下から２段目の提案理由にあるとおり，学校情報教育機器，これは学校の先生方が使用するノートパソコンの予定価格が２千万円を超えるため，議会の議決が必要であり，今回議決をしていただいた。続いて，36ページは三原市本郷生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正についてである。提案理由にあるとおり，ギャラリーを３室の研修施設に改修したことに伴い，使用料を整理するための条例案である。本郷生涯学習センターは従前，ギャラリーという施設があったが展示するスペースよりも住民の皆様に活用していただく研修室が必要となった。本郷公民館が豪雨災害により被災し，利用できなくなったため，新たに研修室を設けたということで，それに伴う料金の設定ということで整理した。36ページ中段に料金表があるが，左側から，午前・午後・夜間・午前午後・午後夜間・午前午後夜間の表記となっている。続いて，38ページであるが，三原市特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてである。50ページの提案理由，子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により，食事の提供に要する費用の取扱いが変更され，とある。この食事の提供に要する費用の変更が教育委員会に関する部分である。この国が定めた基準の一部改正に伴い，10月以降，幼児教育・幼児保育施設の副食費は保護者から基本的にいただくこととなっているところ，一定の要件の方，例えば収入が少ない方など基準に達しない方等々については，助成措置を講じるというような改正が今回の改正である。以上４件が教育委員会関係で議会に上程するため，臨時代理を行った報告である。

梶山教育長　説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

（なし）

梶山教育長　「三教委報第９号」について，承認することに異議はないか。

（異議なし）

梶山教育長　「三教委報第９号」は承認された。

梶山教育長　ここから非公開にて審議する。

（非公開案件審議後）

梶山教育長　以上で第６回定例教育委員会会議を終了する。

16時55分　教育委員会会議終了

傍聴者なし